

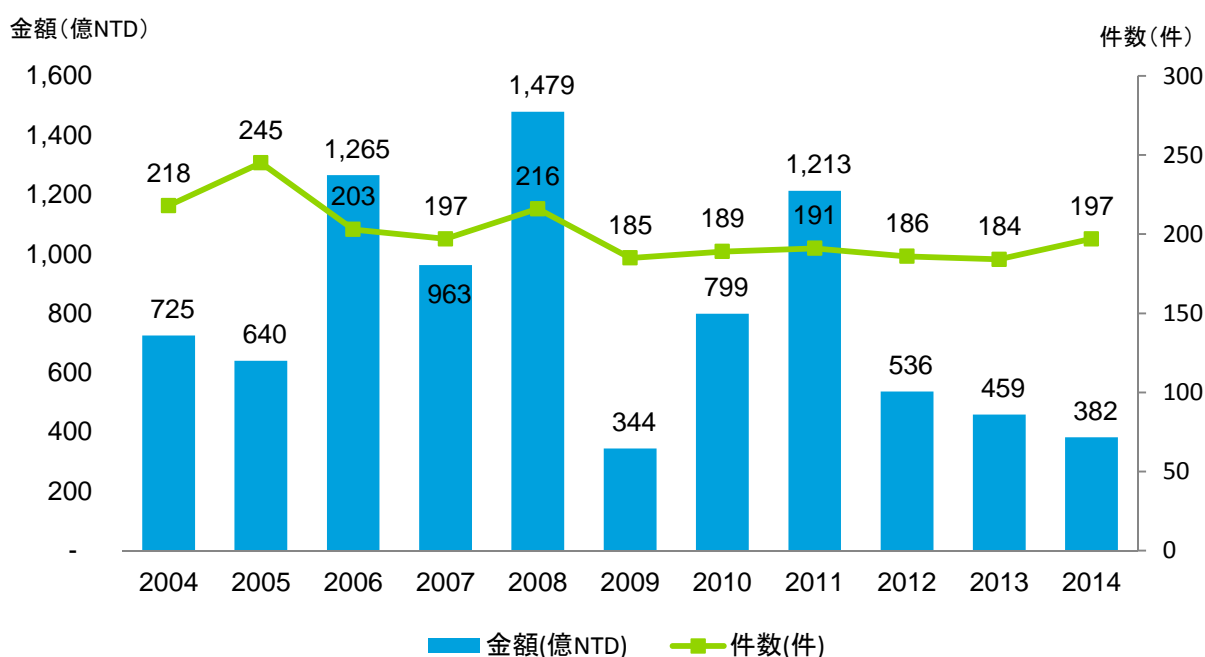
## 世界の M&A 事情 ～台湾～

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー合同会社  
台湾駐在 堀越 隆

### 台湾の M&A 状況

日本の経済産業省にあたる台湾経済部(商業司)が公表する M&A 市場の統計データによれば、国内の M&A(合併、買収、株式交換、会社分割を含む)は件数ベースで直近 5 年間は 200 件弱で推移している。一方、金額ベースでは 2009 年にリーマンショックの影響で急落した M&A 市場は 2011 年には 2008 年のピーク時に近い水準まで回復したものの、その後再び減少傾向にある。ただし、当該データは届出ベースの統計値であり、かつ、クロスボーダー案件が含まれていないため、統計値として反映されていない案件も相当数あるものと考えられる。なお、Thomso 社のデータベースから取得した 2014 年のクロスボーダー案件を含む台湾の M&A 件数は 288 件であった。海外企業による台湾企業への M&A(インバウンド M&A)では、米国からの投資件数が最も多く、日本と香港がそれに次ぐ状況であった。また、投資先企業を業種別で見ると、半導体デバイス(13%)が最も多く、半導体デバイス、電子部品、および電子コンポーネントが全体の 20%弱を占める結果となっており、スマートフォンやタブレット型端末の需要拡大などが寄与しているものと考えられる。

### 台湾M&A市場の動向



## 日本企業による台湾投資のトレンド

歴史的にも日本との繋がりが深く日本企業による台湾進出の歴史は古くは戦前まで遡ることができるが、1980年代以降の台湾投資を考察すると大きく3つの波に分けることができる。1つ目は1980年代後半のバブル経済やプラザ合意以降の円高を背景とした製造業を中心とした投資、2つ目は2000年代前半までの台湾ハイテク産業の発展に伴い増加した電子部材製造業、およびPC関連製造業による投資、そして3つ目は台湾を足がかりとしたアジア域内への展開を目指す小売・飲食業といったサービス産業の投資が足元でも続いている。日本企業による対台湾投資は2012年に件数ベースで619件と過去最高を記録し、2013年(直近統計値)も618件と前年度とほぼ同水準であった。2013年においても継続して飲食業やホテル・観光業といったサービス産業の投資の増加が目を引く状況である。こうしたサービス産業による投資増加は、日本市場の飽和や急増する中国大陸からの観光客(2007年にはゼロだった中国人観光客が2012年は258万人に急増。1位だった日本人観光客を抜き国別来台者数で首位)を取り込むメリットに加え、台湾をテストマーケティングの場として位置づけた投資の増加が要因となっており、この傾向は今後も継続するものと考えられる。

## 進む世代交代

同族オーナー系企業が非常に多いといわれる台湾企業において、世代交代が進んできている。前出のとおり、日本企業における台湾投資は1980年代後半、2000年代前半には投資ブームを経験したこともあり、中にはオーナー系台湾企業との合併で設立された企業も多い。最近では、創業オーナーの高齢化や同族間での事業継承を背景に、このような合併企業において合併解消による持分売却や完全子会社化といった組織再編の動きが広がっている。また、独立系のオーナー企業のなかでも、世代交代を契機として、既存事業の拡大や新規マーケットへの進出を目指し、外国企業との提携を模索する企業が増えていることから、日本企業との新たな提携ニーズの可能性が期待される。

## 税務トピック(豆情報)ー検討すべき2つの免税・減税規定

多数の製造業が進出している台湾において日本企業が、(1)在台湾日系企業または台湾企業が日本企業に対して特許権等の使用に係るロイヤリティの支払を行っているケース、あるいは(2)日本から台湾の現地法人に対して請負工事や技術指導を行い、台湾の現地法人からサービスフィーを受け取っているケースについて、このどちらか(あるいは両方)に該当するケースは多いものと推察される。(1)については免税、(2)については減税(源泉徴収による場合:20%→3%)の対象となるため、適用許可をうけることにより税務メリットを享受できる可能性がある。上記ケースに該当する可能性がある場合、以下規定の許可申請を検討されたい。

- (1) 外国営利事業の所有する特許権および商標権等の使用に係る技術ロイヤリティ等に関する免税申請(所得税法第4条第1項第21号)
- (2) 請負工事や技術サービス提供に関する「みなし利益率(税率の低減)」の適用申請(所得税法第25条)

なお、両規定ともに、遡及適用((1)は2011/1/1からの遡及適用、(2)は該当する収入取得の期日から5ヵ年遡って申請)が認められているため、過去の取引についても適用可能である。

## 最後に

既に台湾で事業展開している多くの日本企業が中国大陸を含めたサプライチェーンを構築しているが、アジア域内での激しい事業環境の変化に対応するかたちで、日本企業による台湾の位置づけそのものが変化している。今後は台湾企業を経由した中国展開だけでなく、台湾企業を経由したアジア展開、台湾を含むアジア域内での組織再編など、多様なケースが出てくるものと考えられる。

本文中の意見や見解に関わる部分は私見であることをお断りする。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。